重要度 B　　2026.10.27

# 国連 Codex CCCF19 は食品包装用リサイクルプラスチックガイドライン策定に係るプロジェクト文書を取りまとめ

（一財）化学研究評価機構
食品接触材料安全センター　石動正和

解説

・2026 年 10 月 18～24 日国連 Codex 食品汚染物物質部会第 19 次会期（CCCF 19）は、食品包装用リサイクルプラスチックガイドライン策定に係るプロジェクト文書を取りまとめた。

・10 月 22 日、ガイドライン策定のための原案に対し改正箇所を明示した資料と最終的に取りまとめられた資料「プロジェクト文書」が公表された。

・食品包装に由来し食品中に含まれる AN（0.02ppm）と VC（0.01ppm）規制の必要性がここでも示された。食品包装から食品に移行する物質の中で、この 2 物質が特定され規制される意味合いは明らかでない。

---

凡例
あああ　原案
~~あああ~~　削除
あああ　追加
~~あああ~~いいい　置換

Codex「食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用［及び製造］に関するガイドライン策定に向けた新規作業提案改訂版」2026 年 10 月 18 日
https://codex.fao.org/restapi/searchMeetingDocument/cf19_crd40x.pdf?lang=ol&id=1214

34

プロジェクト文書（米国が作成。カナダ、EU、及び日本が協力）

1. 目的及び範囲

本新規作業提案の目的は、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な利用に関するハイレベルなガイドラインを、加盟国及びその他の関連するステークホルダーに提供することである。

本作業の範囲は、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な利用に関する、ハイレベルかつリスクベースの原則及びガイドラインを提供することである。これらは、各国や各地域における政策及び規制の策定・実施~~に適用する~~を促進できる一助となる。本ガイドラインは、各国の異なる規制アプローチと両立し得るよう、柔軟な構成とする。

対象範囲には、食品包装に使用される様々なプラスチックポリマー（PET、高密度ポリエチレン（HDPE）、ポリプロピレン（PP）などを含むが、これらに限定されない）が含まれる。また、食品包装用リサイクルプラスチックの製造に用いられ得るあらゆる種類の再資源化（リサイクル）プロセス（メカニカルリサイクルや、様々な種類のケミカルリサイクルなどを含むが、これらに限定されない）も対象とする。本ガイドラインでは、プロセスによって、バージンポリマー（バージンプラスチック）に近い材料を製造する能力が異なる可能性があること、また、各国の規制制度においてこうした違いを考慮し得ることを認めるものとする。

2. 妥当性及び適時性

食品包装材料へのリサイクルプラスチック利用に関連する食品安全の向上に向けた標準化の取組みは、極めて時宜にかなっており、かつ極めて重要な意義を持つ。Codex 戦略計画の目標 1 では、科学的根拠に基づく規格及び関連文書を策定することにより、変化する世界の~~環境~~情勢の中で、~~科学ベースの基準開発を経て~~消費者の健康保護及び食品貿易における公正な慣行の確保を求める加盟国のニーズに応えることの重要性が強調されている。~~世界全体に包装材料にリサイクル材を要求する規則が施行されており、~~多くの国で包装材料に対するリサイクル材の最小含有率要件が導入されており、これにより、国、地域、そして世界規模で、食品の包装のあり方が大きく変化している。食品包装におけるリサイクルプラスチックの利用が導入・拡大される中で、Codex のガイドラインは、食品の安全性を確実に維持する一助となり得る。また、本ガイドラインは、貿易障壁の低減を支援し、食品包装におけるリサイクルプラスチックの利用に関して、世界的に一貫したアプローチを促進するものである。Codex 委員会のメンバーは、Codex 事務局が発出した回付文書（CL 2024/20-CAC）――食品包装におけるリサイクル材（特にリサイクルプラスチック）の使用に関連す

る食品安全上の留意事項について、Codex としてガイダンスを策定するための検討を求める――に対し、その重要性に合意した（CX/EXEC 24/86/2 Add. 3 Rev2、第 7 項を参照）。現在、食品包装におけるリサイクル材の安全な使用に関して、各国政府が参照できる世界共通のガイダンスは存在しない。これに拠り、関連する政策や規制の枠組みの策定を目指す加盟国及びその他の関係者にとって、このテーマに関するガイドラインを策定することは、時宜にかなった有意義な取組みである。

3. 対象とする主な側面

本ガイドラインでは、以下の側面を扱うことを提案する：

- 目的
- 適用範囲
- デシジョンツリー
- 定義
- 入力物及び供給源の管理
- リサイクルプロセス及び技術
- 適正製造規範（GMP）（施設内でのプロセス管理を含む）
- チャレンジテスト~~勧告~~
- リサイクルプラスチックの取り扱い及び意図された用途
- 裏付け文書

廃棄物管理や環境問題は本ガイドラインの対象外とする。この点はデシジョンツリーにおいて明記する。

4. 作業優先順位設定のための基準に基づく評価

(a) 健康及び食品安全の観点からの消費者保護、食品取引における公正な慣行の確保、並びに発展途上国のニーズへの配慮。

食品安全の側面：不適切なリサイクルプラスチックが食品包装に使用されると、化学的汚染物質が食品に移行する経路となり、食品安全が損なわれる可能性がある。本ガイドラインでは、投入物及び供給源の管理、リサイクルプロセス及び技術に関する情報を提供する。また、化学的汚染物質を除去するリサイクルプロセスの有効性を判断するためのチャレンジテストの条件、及び「リサイクルプラスチックのその後の取扱い及び意図された用途についても情報を示す。

食品取引における公正な慣行の側面：リサイクルや食品安全に関する各国法規制の差異、及びリサイクルインフラの整備状況の違いは、包装食品の取引における障壁となり得る。本ガイドラインは、世界的に整合性のとれた指針を提示することで、公正な取引を促進する。

(b) 各国法規制の多様化、及びそれに起因する（或いは潜在的な）国際取引の阻害要因。
現在、食品包装に関する規制状況は断片化している。食品包装へのリサイクルプラスチック利用について具体的な要件を設けていない国もあれば、独自の国内要件を策定済み、或いは策定中の国もある。また、食品接触材料へのリサイクルプラスチックを禁止を導入或いは継続している国も存在する。このように各国で規制アプローチが多様であることは、リサイクルプラスチックを使用した包装食品の取引において問題を生じさせる可能性がある。従って、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な利用に関する政策や規制を策定するに当たり、政府やその他のステークホルダー（リサイクルプラスチック加工業者、プラスチック包装製造業者、プラスチック包装購入者、廃棄物管理施設など）を支援するための、高位の原則や指針を提示することは、極めて時宜にかなっている。各国で政策や規制が広く整備される前にこうした指針を示すことは、一貫したガイドラインの策定を促し、世界的な貿易を円滑化することにつながるだろう。

(c) 作業の範囲、及び作業の各項目間における優先順位の設定。
本提案における作業の範囲は、食品包装へのリサイクルプラスチックの安全な利用に関する、国及び／又は地域の政策や規制の策定・実施~~に適用~~を促進可能にするための、高レベルのガイドラインの作成である。本ガイドラインには、関連する定義（可能な場合は既存の Codex の定義を使用）、適切な投入物に関する記述、適切なリサイクル工程条件、チャレンジテスト、及び貿易の円滑化と食品の安全確保するリサイクルプラスチックの意図した用途などが含まれる。ガイドラインは、リサイクル工程によって、バージンポリマーに近い材料を生成する能力が異なる可能性があること、そして各国の規制制度において、こうした違いを考慮し得ることを明記する。

(d) 本分野において他の国際機関が既に行っている作業、及び／又は関連する国際政府間機関から提案されている作業。
食品包装におけるリサイクル及びリサイクルプラスチックの利用については、FAO（国連食糧農業機関）の「食品安全フォーサイト・プログラム」による最近の 2 つの刊行物[1][2]において検討されている。また、OECD も、リサイクルプラスチックに含まれる化学物質の検証に関する報告書を最近公表している[3]。APEC「基準・適合性小委員会（SCSC）」では、食品包装におけるリサイクルプラスチック利用の適正規範に関する情報収集の取組みが承認されている。APEC によるこの情報収集の側面は、本 Codex ガイドラインの策定において検討材料となり得る。更に、ISO には、プラスチック廃棄物の回収及びリサイクルに関するガイドラインが存在する。しかし、これらは一般的なガイドラインであり、より厳格な安全基準が求められる「食品包装用リサイクルプラスチック」という特定のケースには適さない。

5.Codex の戦略的目標との関連性

(a) 目標 1：科学的根拠に基づく規格及び関連文書を策定することにより、変化する世界情勢の中で、消費者の健康保護及び食品貿易における公正な慣行の確保を求める加盟国のニーズに応える。

食品包装におけるリサイクルプラスチックの利用は拡大しており、食品包装全般、及び特にリサイクルプラスチックの利用に関する規制状況は多岐に亘っている。本件に関して Codex 事務局が発出した回付文書（CL 2024/20-CAC）に対し、加盟国からは、食品包装におけるリサイクル材の使用に関する食品安全上の検討事項についてガイダンスを策定すること、及び食品包装におけるリサイクル材の取扱いについて世界的に一貫したアプローチをとることの重要性について合意が得られている。この取組みでは、査読付き文献、FAO やその他の国際機関による刊行物、並びに現行の規制状況を検討する。策定されるハイレベルなガイドラインは、科学的根拠及びリスク分析の原則に基づくものとする。

(b) 目標 2：規格及び関連文書の策定を効果的かつ効率的に支援するための、Codex 業務管理システム及び運用慣行を強化する。

本ガイドラインの策定は、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用に関する情報を全ての加盟国が利用できるようにすることで、効果的かつ効率的な業務管理システム及び運用慣行の構築と実施を後押しするものである。Codex 加盟国には「Codex のステップ・プロセス」を通じて情報が共有され、必要に応じて電子作業部会（EWG）やその他の作業部会（対面式及び／又はバーチャル形式）を活用することで、全加盟国の参加が促進される。本ガイドラインは、今後 CCCF（食品汚染物質に関する Codex 委員会）で策定されるガイドラインのモデルとなり得るものであり、CCCF における規格及び関連文書の効率的な策定に寄与することが期待される。

(c) 目標 3：関連する国際機関との連携を強化し、地球規模の課題に対処するための協調的なアプローチを推進する。

本提案のガイドライン策定に当たっては、FAO、WHO、その他の関連国際機関との連携を通じて、既存の国際的な取組みや専門的知見を考慮に入れるとともに、査読付き科学文献や公表された報告書も検討する。本件に関して Codex 事務局が発出した回付文書（CL 2024/20-CAC）に対し、加盟国からは、食品包装におけるリサイクルプラスチックに関連する食品安全上の課題に対し、一貫した世界的なアプローチをとることの重要性が指摘された。

(d) 目標 4：規格の可視化と活用を促進し、Codex のインパクトを最大化する。

本ガイドラインは、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な利用に関する情報

が、全ての加盟国にとって利用可能なものとなることを保証する。また、リサイクルプラスチックの安全な利用に関するガイドラインの策定は、公正な貿易慣行にも大きな影響を与える可能性がある。各国政府（及びその他のステークホルダー）が、食品包装におけるリサイクルプラスチックの活用、導入、規制を行う際に役立つ包括的なガイドラインを策定することは、Codex の「戦略計画」の達成に寄与し得る。リサイクル・インフラや技術的能力が国や地域によって大きく異なることを踏まえ、こうしたガイドラインは、加盟国が国内のアプローチを策定・強化する際の共通の参照基準やベースラインとなり得る。同時に、全てのステークホルダーの利益のために公正な食品貿易を促進する、世界共通の一貫した枠組みを推進することにもつながる。

6. 本提案と既存の Codex 文書との関係に関する情報

本取組みは、「食品の化学物質による汚染を低減するための発生源対策に関する実施規範」（CXC 49-2001）と整合している。同規範では、食品中の化学汚染物質のレベルを「合理的に達成可能な限り低く（ALARA）」抑えるために様々なアプローチがとられ得ること、また、そうしたアプローチには、汚染源の除去や管理、或いは汚染物質のレベルを低減させるための加工処理などが含まれ得ることが示されている。同様の原則が「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（CXS 193-1995）」に示されている。同規格では、食品中の汚染物質のレベルは、GMP を通じて合理的に達成可能な限り低く抑えるべきであると規定されており、そのための措置として、汚染源における汚染の防止、並びに管理及び除去対策の適用が挙げられている。CXS 193-1995 は主に汚染物質を対象としているが、食品接触物質となり得るアクリロニトリル及び塩化ビニルモノマーに関するガイドライン値（GL）も含まれている。これらの文書における要素は食品に関する意味合いで提示されているものの、潜在的な汚染源を管理する仕組みとして、適切なリサイクルプラスチック原料を確保するためのガイドラインや、リサイクルプラスチック原料中の汚染物質レベルを十分に低減させるリサイクル工程・技術も、CXC 49-2001 及び CXS 193-1995 に示された要素と合致している。

7. 専門的な科学的助言の必要性と利用可能性

現時点では、合同の専門科学助言機関から科学的助言を得ることは要件とされていない。しかし、EWG が専門的な科学的助言を必要と判断した場合には、FAO や JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）に相談を求めることができる。ガイドラインの策定に当たっては、Codex 加盟国及びオブザーバーからの技術的な意見や、査読付き文献から得られる情報が活用される。

8. 外部機関からの技術的意見の必要性

Codex のオブザーバー組織には、提案されているガイドラインの策定に向けた技術的な意

見の提供が推奨される。ガイドラインの策定過程において作業部会が必要と判断した場合には、関連する外部機関に相談を行うことができる。

~~食品包装に使用されるリサイクルプラスチックから移行する物質は、Codex 委員会において「汚染物質」と定義されているため、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用に関するガイドラインは、食品中の汚染物質に関する CCCF の所管範囲に含まれる。但し、一部の国では、食品接触材料から移行する物質が食品添加物と同様の方法で規制されている。そのため、Codex 食品添加物部会（CCFA）も、本ガイドラインの策定に関連する専門知識を有している可能性があり、必要に応じて、Codex の既存の「付託事項」に関する仕組みを通じて、同部会に協議を行うことができる。~~

9. 提案されるスケジュール
CCCF 19 の勧告及び CAC 50 の承認を経て、2027 年に作業を開始する。作業は、CCCF の 3〜4 回の会合期間内に完了する見込みである。2029 年までに、ステップ 5 における暫定採択に向けたガイドラインを提示し、2030 年までに最終決定を行う予定である。

「食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な使用に関するガイドライン策定に向けた新規作業の提案」2026 年 10 月 22 日
https://codex.fao.org/restapi/searchMeetingDocument/Draft_Appendix_IX.pdf?lang=ol&id=121639

プロジェクト文書（承認用）

1. 目的及び範囲
本新規提案の目的は、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な利用に関する包括的なガイドラインを、加盟国及びその他の関連するステークホルダーに提供することである。

本提案の範囲は、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な利用に関する、包括的かつリスクに基づいた原則及びガイドラインを提供することである。これらは、各国又は各地域における政策や規制の策定及び実施を促進する一助となる。ガイドラインは、各国の異なる規制アプローチと整合し得る柔軟なものとする。また、食品安全要件を損なうことなく、加盟国ごとに異なる規制の枠組み、技術的能力、及びリサイクル・インフラを考慮に入れたものとする。

対象範囲には、食品包装に使用される様々なプラスチック・ポリマー（PET、高密度ポリエチレン（HDPE)、ポリプロピレン（PP）などを含むが、これらに限定されない）が含まれる。また、食品包装用リサイクルプラスチックの製造に用いられ得るあらゆるリサイクル・プロセス（メカニカル・リサイクルや、様々な種類のケミカル・リサイクルなどを含むが、これらに限定されない）も対象とする。ガイドラインでは、プロセスごとにプラスチック材料の汚染除去能力が異なる可能性があることを認識し、各国の規制制度においてこうした差異を考慮できるものとする。

2. 妥当性及び適時性

食品包装材料へのリサイクルプラスチック利用に関連する食品安全の向上に向けた標準化の取り組みは、極めて時宜にかなっており、かつ極めて重要な意義を持つ。Codex 戦略計画の目標 1 では、科学的根拠に基づいた規格及び関連文書を策定することにより、変化する世界情勢の中で、消費者の健康保護や食品貿易における公正な慣行の確保を求める加盟国のニーズに応えることの重要性が強調されている。現在、多くの国で包装材料に対するリサイクル材の最小含有率要件が導入されており、これに伴い、国、地域、そして世界規模で、食品包装のあり方が大きく変化している。食品包装におけるリサイクルプラスチックの利用が導入又は拡大される中で、Codex のガイドラインは、食品安全が確実に維持されるよう支援するものとなり得る。さらに、こうしたガイドラインは、貿易障壁の低減に寄与し、食品包装におけるリサイクルプラスチックの利用に関して、世界的に一貫したアプローチを促進する助けとなるだろう。Codex 委員会のメンバーは、Codex 事務局が発出した回覧文書（CL 2024/20-CAC）に応じ、食品包装におけるリサイクル材料（特にリサイクルプラスチック）の使用に関する食品安全上の検討事項について、Codex がガイダンスを策定することの重要性に合意した（CX/EXEC 24/86/2 Add. 3 Rev2、第 7 項を参照)。現在、食品包装におけるリサイクル材料の安全な使用に関して、各国政府向けの国際的なガイダンスは存在しない。従って、関連する政策や規制の枠組みを策定しようとしている加盟国及びその他の関係者にとって、このテーマに関するガイドラインを策定することは、時宜にかなった有意義な取組みである。

3. 対象とする主な側面

本ガイドラインでは、以下の側面を扱うことが提案される：

- 目的
- 適用範囲
- デシジョンツリー
- 定義
- 原材料の投入及び供給源の管理
- リサイクル工程及び技術

- 適正製造規範（GMP）（施設内における工程管理を含む）
- チャレンジテスト
- リサイクルプラスチックの取扱い及び意図された用途
- 裏付け資料

なお、本ガイドラインは廃棄物管理や環境問題については扱わないものとする。この点は、デシジョンツリーにおいて明記される。

4. 作業の優先順位を決定するための基準に基づく評価
(a) 健康、食品の安全性、食品取引における公正な慣行の確保という観点からの消費者保護。また、発展途上国で特定されたニーズも考慮に入れる。
食品の安全性の側面：食品包装に不適切なリサイクルプラスチックが混入すると、食品の安全性が損なわれる恐れがある。これは、化学的汚染物質が食品に移行する経路となり得る。本ガイドラインでは、投入物及び供給源の管理、リサイクル工程や技術に関する情報を提供する。また、化学的汚染物質を除去するリサイクル工程の有効性を判断するための「チャレンジテスト」の条件や、その後のリサイクルプラスチックの取り扱い、意図される用途についても情報を示す。

食品取引における公正な慣行の側面：リサイクルや食品の安全性に関する各国法制の差異、及びリサイクル・インフラの整備状況の違いは、包装食品の取引における障壁となり得る。本ガイドラインは、世界的に整合性のとれた指針を提示することで、公正な取引を促進する。

(b) 各国法制の多様化、及びそれに起因する（或いは潜在的な）国際取引への支障。
現在、食品包装に関する規制状況は断片化している。食品包装へのリサイクルプラスチック利用について具体的な要件を設けていない国もあれば、独自の要件を策定済み、或いは策定中の国もある。また、食品接触材料へのリサイクルプラスチック利用を禁止している、或いは禁止を継続している国も存在する。こうした規制アプローチの多様性は、リサイクルプラスチックを使用した包装食品の取引において問題を引き起こす可能性がある。これに拠り、政府やその他のステークホルダー（リサイクルプラスチック加工業者、プラスチック包装製造業者、プラスチック包装購入者、廃棄物管理施設など）が、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な利用に関する政策や規制を策定する際に役立つような、ハイレベルな原則及びガイドラインを提示することは、極めて時宜にかなっている。各国で政策や規制が広く整備される前にこうした指針を示すことは、世界的に整合性のとれたガイドラインの形成を促し、国際取引を円滑化することにつながる。

(c) 作業の範囲、及び各作業項目間における優先順位の設定。

本提案における作業の範囲は、食品包装へのリサイクルプラスチックの安全な利用に関する、国や地域レベルでの政策・規制の策定及び実施を促進するための、包括的なガイドラインの作成である。本ガイドラインは、貿易の円滑化と食品安全の確保を図るため、関連する定義（既存の Codex の定義が利用可能な場合はそれを用いる）、適切な投入物、リサイクル工程における適切な条件、チャレンジテスト、及びリサイクルプラスチックの意図される用途について扱う。また、リサイクル対象のプラスチックを除染する能力は工程によって異なる可能性があること、そして各国の規制制度においてこうした差異を考慮し得ることを認めるものとする。

(d) 本分野において他の国際機関が既に取組んでいる活動、及び／又は関連する国際政府間機関から提案されている事項。
食品包装におけるリサイクル及びリサイクルプラスチックの利用については、FAO の「食品安全フォーサイト・プログラム」による最近の 2 つの刊行物[1],[2]において検討されている。また、OECD も、リサイクルプラスチックに含まれる化学物質の検証に関する報告書を最近公表した[3]。APEC の「基準・適合性小委員会（SCSC）」では、食品包装におけるリサイクルプラスチックの利用に関する適正規範を収集する取組みが承認されている。APEC によるこの情報収集の側面は、今回提案する Codex ガイドラインの策定において検討材料となり得る。更に、ISO にはプラスチック廃棄物の回収及びリサイクルに関するガイドラインが存在する。しかし、これらは一般的なガイドラインであり、より厳格な安全基準が求められる「食品包装に使用されるリサイクルプラスチック」という特定のケースには適さない。

5.Codex の戦略的目標との関連性
(a) 目標 1：科学的根拠に基づく規格及び関連文書を策定することにより、変化する世界情勢の中で、消費者の健康保護及び食品貿易における公正な慣行の確保を求める加盟国のニーズに応える。

食品包装におけるリサイクルプラスチックの利用は拡大しており、食品包装全般、特にリサイクルプラスチックの利用に関する規制状況は多岐に亘っている。本件に関して Codex 事務局が発出した回付文書（CL 2024/20-CAC）に対し、加盟国からは、食品包装におけるリサイクル材の利用に関する食品安全上の検討事項についてガイダンスを策定すること、また、食品包装におけるリサイクル材の利用について世界的に一貫したアプローチをとることの重要性について合意が得られている。本作業では、査読付き文献、FAO やその他の国際機関による刊行物、及び現在の規制状況を検討する。策定される包括的なガイドラインは、強固な科学的根拠とリスク分析の原則に基づくものとする。

(b) 目標 2：規格及び関連文書の策定を効果的かつ効率的に支援する、Codex の作業管理システム及び慣行を強化する。
本ガイドラインの策定は、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な利用に関する情報を全ての加盟国が利用できるようにすることで、効果的かつ効率的な作業管理システム及び慣行の構築と実施を確実にする一助となる。Codex 加盟国には「Codex のステップ・プロセス」を通じて情報が共有され、必要に応じて電子作業部会（EWG）やその他の作業部会（対面式及び／又はバーチャル形式）を活用することで、全ての加盟国の参加が促進される。本ガイドラインは、今後 CCCF（Codex 食品汚染物質部会）で策定されるガイドラインのモデルとなり得、CCCF における規格及び関連文書の効率的な策定に寄与するものである。

(c) 目標 3：関連する国際機関との関係を強化し、世界的な課題に対処するための協調的なアプローチを推進する。
本ガイドラインの策定に当たっては、FAO、WHO、その他の関連国際機関との連携を通じて、既存の国際的な取り組みや専門的知見を取入れるとともに、査読付き科学文献や公表された報告書を検討する。本件に関し、Codex 事務局が発出した回付文書（CL 2024/20-CAC）に対して回答した加盟国は、食品包装におけるリサイクルプラスチックに関連する食品安全上の課題に対し、一貫した世界的なアプローチをとることの重要性を指摘した。

(d) 目標 4：規格の可視性と利用を拡大し、Codex の影響力を最大化する。
提案されているガイドラインは、食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全な利用に関する情報を、全ての加盟国が確実に入手できるようにするものである。また、リサイクルプラスチックの安全な利用に関するガイドラインの策定は、公正な貿易慣行にも大きな影響を及ぼすと考えられる。食品包装におけるリサイクルプラスチックの策定、導入、及び／又は規制を行う政府（或いはその他のステークホルダー）を支援するための包括的なガイドラインを策定することは、Codex の「戦略計画」の達成に寄与し得る。リサイクル・インフラや技術的能力が国や地域によって大きく異なることを踏まえると、こうしたガイドラインは、加盟国が国内のアプローチを策定・強化する際の共通の参照軸や基準となり得る。同時に、全てのステークホルダーの利益のために公正な食品貿易を促進する、世界共通の一貫した枠組みを推進することにもつながる。

6. 本提案と既存の Codex 文書との関係に関する情報
本作業は、「食品の化学物質による汚染を低減するための発生源対策に関する実施規範（CXC 49-2001）」と整合している。同規範には、食品中の化学汚染物質の濃度を「合理的に達成可能な限り低く（ALARA）」抑えるために様々なアプローチがとられ得ること、また、そうしたアプローチには、汚染源の除去や管理、或いは汚染物質の濃度を低減させるための

加工処理などが含まれ得ることが示されている。同様の原則は「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（CXS 193-1995）」にも示されており、同規格では、GMP を通じて食品中の汚染物質濃度を合理的に達成可能な限り低く抑えるべきであること、またそのための措置として、汚染源における汚染の防止や、管理・除去対策の適用が含まれることが規定されている。CXS 193-1995 は主に汚染物質を対象としているが、食品接触物質となり得るアクリロニトリル及び塩化ビニルモノマーに関するガイドライン値（GL）も含まれている。これらの文書における要素は食品そのものを対象としているが、潜在的な汚染源を管理する仕組みとして適切なリサイクルプラスチック原料を確保するためのガイドラインや、リサイクルプラスチック原料中の汚染物質濃度を十分に低減させるためのリサイクル工程・技術も、CXC 49-2001 及び CXS 193-1995 に示された要素と整合するものである。

7. 専門的な科学的助言の必要性及び利用可能性

現時点では、合同専門家科学助言機関からの科学的助言は必要とされていない。しかし、EWG が専門的な科学的助言を必要と判断した場合には、FAO や JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）に協議を求めることができる。本ガイドラインは、Codex 加盟国及びオブザーバーからの技術的な意見や、査読付き文献から得られる情報を活用して策定される。

8. 外部機関からの技術的インプットの必要性

コーデックスのオブザーバー組織には、本ガイドラインの策定に当たり、技術的な意見を提供することが推奨される。ガイドラインの策定過程において、作業部会が必要と判断した場合には、関連する外部機関に協議を行うことができる。

9. 提案されるスケジュール

CCCF 19 の勧告及び CAC 50 の承認を経て、2027 年に作業を開始する。作業は、CCCF の 3〜4 回の会合期間内に完了する見込みである。2029 年までに、ステップ 5 における暫定採択に向けたガイドラインを提示し、2030 年までに最終決定を行う予定である。